

## Client Alert

26 December 2019

本アラートに関する  
お問い合わせ先：



高瀬 健作  
パートナー  
03 6271 9752  
[kensaku.takase@bakermckenzie.com](mailto:kensaku.takase@bakermckenzie.com)



岡田 次弘  
アソシエイト  
03 6271 9541  
[Tsujihiro.Okada@bakermckenzie.com](mailto:Tsujihiro.Okada@bakermckenzie.com)



高橋 彩  
アソシエイト  
03 6271 9522  
[Aya.Takahashi@bakermckenzie.com](mailto:Aya.Takahashi@bakermckenzie.com)

## EU 法務官が個人データの EU 域外移転に関する 標準契約条項の有効性について意見書を公表

2019年12月19日、欧州連合司法裁判所（CJEU）の法務官は、EU一般データ保護規則（GDPR）のもとでEU域外へのデータ移転を行う際に用いられる標準契約条項（SCC）の有効性に関し、SCCを無効と解すべきではないが、企業は、SCCを締結するのみでなく、データを受け取る側がSCCの条項のすべてを実質的に遵守できるか否かにつき評価を行う等の必要があるとの意見書（以下、「本意見書」）を公表した。

SCCは、長年にわたり個人データの域外移転の根拠として多数の企業に利用されており、国際的に事業を展開する日本企業の中にも、欧州からのデータ移転については、SCCに依拠している場合が少なくない。それらの企業は、本意見書により、データ移転実務の見直しを迫られる可能性がある。日本については、欧州と日本の間の個人データの移転であって個人情報保護委員会の公表するいわゆる補完的ルールに従ったものは、十分性認定に依拠することが可能であり、そのようなデータ移転が、本意見書により直ちに影響を受けるわけではない。しかし、グループ企業間でSCCを締結することにより日本以外の子会社・関連会社にも個人データの移転を行っている場合には、単にSCCを締結しているという事実だけではなく、その遵守状況についても確認を迫られる可能性もある。

本意見書は、CJEUによる最終的な判断ではないが、一般論としてCJEUは法務官の意見を尊重する傾向にあり、本意見書の実務的意義は大きいものといえる。

### 背景

GDPR上、個人データのEU域外への移転は、一定の例外を除き禁止されている。SCCとは、欧州委員会が、個人データをEU域外へ移転する条件として十分なものであるとして採択したデータ移転契約の条項であり、個人データの域外移転の例外として認められている。

本意見書は、Schrems II事件（*Case C-311/18 Data Protection Commissioner v Facebook Ireland Limited, Maximillian Schrems*）の中で法務官により提出された。Schrems II事件は、アイルランドに所在するFacebook Ireland Limitedが、SCCに基づき、米国に所在する親会社であるFacebook Inc.に対し個人情報を移転したことの適法性が争われている事案である。この中で、SCCがEU域外へのデータ移転規制への対応として十分なものとする欧州委員会の判断の有効性が争われている。

法務官とは、CJEUに属しCJEUを補佐する者であり、原則として、CJEUに係属する事件のうち新たな法的論点を含む事件すべてにおいて、その意見が



求められる。判決には加わらず、法務官の意見は CJEU の裁判官を拘束するものではないものの、実務上、その意見は広く重視される傾向にある。

### 法務官の意見概要

法務官は、本意見書において、SCC の有効性に関し、SCC を無効と解すべきではないが、SCC に依拠して個人データの海外移転を行う場合、欧州から個人データを移転する側（以下、「データ輸出者」）は、SCC を締結するのみでなく、データを受け取る側（以下、「データ輸入者」）が SCC の条項のすべてを実質的に遵守できるか否かにつき、評価を行う等の必要があるとした。

本意見書を前提に具体的な留意点をまとめると、以下の通りである。

- SCC は、データの域外移転を行う手段として引き続き利用可能である。しかし、SCC を利用したデータ移転は、規制当局による監視及びデータ主体からの請求等といったリスクを内在するものである。
- データ輸出者にとって、形式的な SCC の締結のみではリスクの対策として十分ではなく、データ輸入者が実際に SCC に基づく義務を遵守していることを確認する必要がある。
- データ保護当局は、データ輸出者が以上の義務を果たしていない場合には、データ移転を停止させる権限を有している。
- 以上の点は、SCC に基づいて行っているすべての国（米国、ブラジル、インド、英国（EU 離脱に関する移行契約の失効後）などの主要産業国を含む）との間でのデータ移転に該当する。
- SCC の遵守がデータ輸出者の現地法により妨げられる場合のように、SCC に基づくデータ移転の適法性が疑わしい場合には、データ輸出者には、データ保護当局に確認をとるべきか、それとも確認を取らず法の執行等のリスクをはらんだままデータ移転を続けるかというジレンマが、実務上生じ得る。このリスクへの対処方法としては、以下が考えられる。
  - 輸入者に適用される現地法及びデータ輸入者ごとのリスクを評価し、文書化する。これは、データ保護影響評価（Data Protection Impact Assessment）の一環と位置付けて行うことも考えられる。
  - データ保護当局との関係を築き、データ保護当局の特定の第三国及び特定の状況に関する見解を把握する。
- SCC による個人データの保護が不十分となる状況においては、SCC の利用は認められない。この場合には、十分性認定（ただし日本への移転については個人情報保護委員会の公表する補完的ルールへの順守も必要となる）、関連会社間のデータ移転であれば拘束的企業準則（いわゆる BCR）の利用といった、別のアプローチを検討する必要がある。



## 日本企業が行うべき対応

日本企業においても、特に欧州を含む世界各国に拠点を有し、それらの拠点間で個人データを共有しているような場合、個人データの移転を SCC に基づいて行うことが実務的な対策と考えられてきた。このこと自体は今後も変わらないと思われる。

もっとも、本意見書を踏まえると、そのように SCC に依拠して個人データを移転する日本企業は、SCC に基づき個人データを受け取っているデータ輸入者が SCC の内容を遵守しているといえるか否かを確認し、データ輸入者による SCC の遵守が十分に確保できない場合には、個人データの域外移転を行うための他の根拠の検討を行うことも必要となりうるため、今後の進展を注視する必要がある。

[www.bakermckenzie.co.jp](http://www.bakermckenzie.co.jp)

Baker & McKenzie  
(Gaikokuho Joint Enterprise)

Ark Hills Sengokuyama  
Mori Tower 28F  
1-9-10, Roppongi, Minato-ku  
Tokyo 106-0032, Japan  
Tel + 81 3 6271 9900  
Fax +81 3 5549 7720